

公立大学法人奈良県立医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第 2 条第 1 項第 1 号に規定するハラスメントについては、以下の通りとする。

平成 28 年 1 月 28 日
理事長 裁定
改正 平成 29 年 1 月 1 日

○セクシュアルハラスメント

<定義>

「異性間のみでなく同性間においても相手方の意に反する性的な言動又は性差別的な意識に基づく言動を行うことにより、その者に精神的、身体的苦痛又は不利益を与え、学業や職務に支障を生じさせたり、就学・就労環境を悪化させること」

<該当する行為>

- ・性的及び身体上の事柄に関する冗談やからかい
- ・わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ・性的なうわさの流布
- ・不必要な身体への接触
- ・性的な言動により、他者の意欲を低下させ、能力の発揮を阻害する行為
- ・食事やデート、交際への執拗な誘い
- ・「男らしさ」「女らしさ」などの固定的な性役割規範の押しつけ、要求
- ・セクシュアル・マイノリティ批判や差別
- ・性的な言動への抗議又は拒否等を行った者に対する不利益な取扱い など

○パワーハラスメント

<定義>

「優位性のある立場を背景に、適正な範囲を超えて、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その者に精神的・身体的苦痛や不利益を与え、本学におけるあらゆる活動の環境を悪化させること」

<該当する行為>

- ・身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ・精神的な攻撃（脅迫・暴言・侮辱）
- ・人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- ・明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制
- ・合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い活動の要求または活動させない
- ・私的なことに過度に立ち入ること など

○アカデミックハラスメント

<定義>

「研究、教育に関わる優位性のある立場を背景に、適正な範囲を超えて、その立場を濫用し、相手方に対して不適切で不当な言動を行うことにより、その者に精神的、身体的苦痛又は不利益を与え、研究、教育活動の環境を悪化させること」

<該当する行為>

- ・学習、研究活動への妨害
- ・合理性のない卒業、進級の妨害
- ・選択権の侵害（就職、進学への妨害、望まない配置転換、退職勧奨等）
- ・指導義務の放棄、指導上の差別
- ・合理性のない経済的負担の強制
- ・研究成果の収奪
- ・指導の範囲を超えた暴言、過度の叱責 など

○ファミリーハラスメント
(マタニティハラスメント・パタニティハラスメント・ケアハラスメント)

<定義>

「職場において、上司や同僚が仕事と家庭の両立を妨げるような言動を行うことにより、その者に精神的、身体的苦痛又は不利益を与え、職務に支障を生じさせたり、就労環境を悪化させたりすること」

<該当する行為>

- 妊娠・出産、育児、介護等を理由に解雇その他不利益な取扱いの示唆
- 妊娠・出産、育児、介護等に関する制度の利用や請求の阻害
- 妊娠・出産、育児、介護等に関する制度等を利用したことによる嫌がらせ
- 妊娠・出産、育児、介護等をしたことによる嫌がらせ（必要な仕事上の情報を与えない、これまで参加していた会議に参加させない など） など